

# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

## 定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

## 国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

## 主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

## 事業者

◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

## 木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

## 登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日

# 1. 違法伐採に関する最近の取組の経緯と海外の動き

## ○H17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン(世界に先駆けて実施)  
・合法性証明がグリーン購入法の特定調達品目(紙、家具、木材等)の要件に

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

## 合法伐採木材流通利用促進法

## ○欧米における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)

(豪)違法伐採禁止法(2014)

NGO等による違法伐採対策の法制化の働きかけ

○H28(2016) 伊勢志摩サミット 違法伐採根絶に取り組むことを宣言  
サミット(5/26,27)、農業大臣会合(4/23,24)、環境大臣会合(5/15,16)

## 2. 合法伐採木材流通利用促進法による地球環境の保全への貢献

